

防災・災害・危機管理対策の充実強化について

(新潟県市長会)

都市自治体においては、東日本大震災や能登半島地震のような大規模自然災害に即応できる防災対策の一層の充実が求められている。

国においては、次の事項について、積極的かつ適切な措置を講じられるよう強く要望する。

1 東日本大震災に係る避難者支援等について

- (1) 「子ども・被災者支援法（略称）」の理念に基づき、避難者の多様なニーズに即した支援施策を推進すること。
- (2) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村に対して適切な財政措置を講じること。

2 原子力発電所の安全確保及び原子力災害対策の強化について

- (1) 原子力発電所を運営する事業者に対し、国が前面に立ち、地域住民から信頼される運営体制を構築するとともに、原子力発電所の安全対策と防災対策の一層の向上のため、原子力規制委員会等による電力事業者への監視と指導を徹底的に行い、その状況を市民・県民に周知すること。
- (2) 能登半島地震や大雪等、北陸信越地域における発災事例を踏まえ、複合災害時における屋内退避と広域避難の実効性の強化、原子力防災に必要な資機材の整備やサイバーテロを含むテロ対策等について、必要な財源措置を含め、真に実効性ある原子力防災対策を講じること。

特に、屋内退避の継続に当たっては、住民の理解と民間事業者の協力が必要不可欠であるため、国が前面に立ち、屋内退避の必要性を住民に周知し、民間事業者の協力体制を構築すること。

また、豪雪時等における安全かつ円滑な避難の実効性を確保するため、関係法令を改正し国の責務として明確に位置付け、地域の実情に応じた避難路の整備・改良や住民の輸送手段の確保対策を速やかに実施するとともに、自治体が地域の特性等を踏まえ実施する防災対策として、道路除雪や消雪パイプ等消融雪施設の維持管理等による除排雪体制強化等に要する経費について、確実に財政措置すること。

- (3) 原子力発電所の再稼働に必要な手続きについて、国の役割や地元及び周辺自治体の関与のあり方を明確にするとともに、原子力発電所の安全性や防災対策について、引き続き分かりやすく丁寧な説明を行い、県民の理解促進に向けた取り組みに努めること。

3 国土強靱化に向けた取組みの強化について

住民生活の安全・安心に直結するインフラ施設の耐震化や老朽化対策を重点的かつ着実に実施できるよう、近年の資材価格高騰や賃金水準の状況等を踏まえ、社会資本整備総合交付金等の公共事業予算をはじめ、第1次国土強靱化中期計画に基づき必要となる予算を例年以上の規模で確保するとともに、地方財政措置を拡充すること。

また、有事の際の救援・代替機能を図るため、日本海国土軸の形成と太平洋軸との連携を強化すること。

4 防災・危機管理対策等の充実強化について

- (1) 令和6年能登半島地震により甚大な被害を受けた被災地の一日も早い復旧・復興に向け、引き続き、万全な支援を講じること。
- (2) 被災者生活再建支援法について、住宅の全壊世帯数の基準を設けず、全ての全壊世帯を同法の支援対象とするよう制度を見直すこと。
- (3) 水防法改正により、新たに洪水浸水想定区域の指定対象に追加された河川において、市町村を跨がる水位周知河川については、河川の現状など、都道府県から当該市町村への情報提供が迅速かつ確実に行われるよう、必要な支援及び情報提供体制の確立に努めること。
- (4) 豪雨災害が激甚化する中、流域治水に資する田んぼダム整備について、多面的機能支払交付金を活用し導入促進を図っているが、流域全体での取組推進を図られるよう、同交付金の支援内容を拡充するとともに、関係省庁と連携し、スマート田んぼダムの導入などに係る新たな支援制度を創設すること。
また、過去の大規模水害を踏まえ、河道掘削といった流下能力の向上を図るなど、直轄河川の治水対策を推進すること。
- (5) 豪雪災害は、その被害状況の把握に時間を要することから、激甚災害法への位置付けなど、豪雪被害の実態を踏まえた災害対応法制度の拡充を図ること。
また、大雪の特徴を考慮し、大雪による災害救助法適用時における明確な数値を示すなど、救助可否、判断を簡略化するとともに、除雪前、除雪中の写真を不要とするなど、被害状況を把握するための写真添付の省略化を図ること。
- (6) 防災庁が果たすべき役割として示す徹底的な「事前防災」の推進を図り、避難所生活の環境改善を継続して進めていくため、備蓄物資の調達に係る財政支援を継続し、対象品目を拡充すること。
- (7) 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」に定める住宅等の耐震化目標の達成に向けては、耐震診断及び耐震改修等に係る既存の補助制度を活用し耐震化を進めることが困難な自治体もあることから、国の責任において、各自治体の財政力によらず目標を達成するための抜本的な取組みや制度の構築を検討すること。

(8) 近年、山岳遭難や救助要請件数が増加しており、捜索・救助活動は地域の消防本部が警察や地元山岳遭難救助隊と連携し実施しているが、こうした活動は二重遭難等の危険を伴うことから、高度な知識・技術と豊富な経験が必要であり、継続的な教育・訓練が不可欠である。加えて、近年、遭難者や救助要請の多くは地域外や外国人であるにも関わらず、活動に要する経費はもとより登山道整備等の安全対策は殆ど地元自治体の負担となっていることから、安全で持続可能な山岳救助体制維持のため、活動に係る人材育成及び活動に必要な高額な装備品等の購入に係る財政支援を講じること。

5 北朝鮮による拉致問題の早期全面解決について

日本国政府として、あらゆる手段を講じて主体的に北朝鮮と直接交渉を行い、拉致問題を一刻も早く全面解決し、全ての拉致被害者を必ず取り戻すこと。

また、拉致問題への国民の意識低下や関心が風化することのないよう、国民への積極的な周知啓発活動に継続して取り組むこと。